

空き家 を **売買・賃貸** で利活用！

空き家
所有者へ

空き家利活用所有者応援金

売買

賃貸



応援金最大

30万円

(賃貸契約の場合は**15万円**)

●以下の要件全てに該当する必要があります

- ◆総社市定住空き家百選登録制度又は総社市空き家付宅地再生バンクを利用していること
- ◆宅地建物取引業者による仲介があった取引であること
- ◆契約に関して法令等に反していないこと
- ◆契約等を締結した相手方が3親等内の親族でないこと
- ◆市税を滞納していないこと
- ◆暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- ◆空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第13条第2項又は第22条第2項の規定に基づき勧告された空き家でないこと
- ◆対象の空き家が過去に応援金の支給を受けていないこと



Q.空き家の定義は何ですか？

A.総社市内に所在する家屋で現在、居住や使用していない又は使用しなくなる予定であるものが対象です。



Q.所有者の定義は何ですか？

A.空き家を売買又は賃貸する権限を有する者が対象です。（法人又は団体を除く。）

空き家利活用所有者応援金についてのお問い合わせは、

総社市 人口増推進課までどうぞ！

電話 0866-92-8308
FAX 0866-92-8216
Mail jinkou-up@city.soja.okayama.jp